

三重県警察速度管理指針



交通事故の減少及び被害軽減には、速度規制や取締り等により適切な速度管理が必要であり、本指針は、県内における速度管理に関する基本的な考え方を広く県民と共有することで、交通安全意識の向上を図り、もって交通事故の減少を期すものです。

速度管理の意義～規制速度遵守が死亡事故を減少させる

車両の走行速度と交通事故の関係

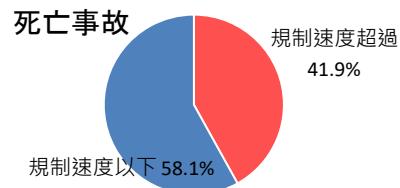
被害程度と規制速度超過の関係

規制速度を超過した交通事故の割合は全事故の7.7%であるのに対して死亡事故では、41.9%を占めている。※1

規制速度と事故の発生状況



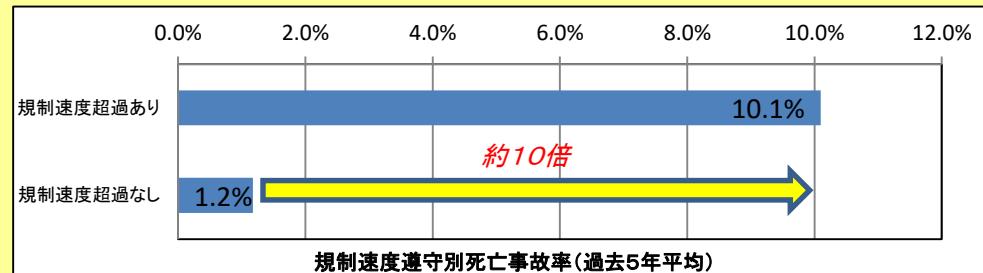
※規制速度の遵守が交通事故発生・被害軽減に大きな効果



(原付を除く第1当事者)※2

規制速度の遵守による被害軽減効果

規制速度を超過した交通事故は、規制速度を超過しない交通事故に比べて、死亡事故率が約10倍となる。※3



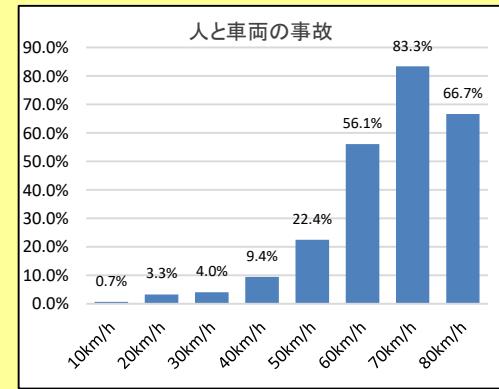
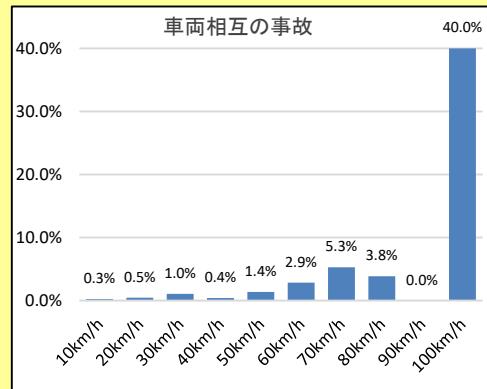
(原付を除く第1当事者)

危険認知速度と致死率

車両相互の場合、車両の危険認知速度は、40キロを超えると死亡事故率が上昇する。

人と車両の事故の場合、車両の危険認知速度が30キロを超えると死亡事故率が上昇する。※4

危険認知速度別死亡事故率



交通指導取締りの交通事故抑止効果

自動車運転者、自転車利用者及び歩行者の交通安全意識の向上を図り、交通事故を抑止するためには、交通事故が発生した現場を中心とした交通指導取締りはもとより、交通事故分析の結果に基づく、交通事故多発時間帯、多発エリア、多発路線等における交通指導取締りが必要である。

※1 規制速度を超過した交通事故とは、危険認知速度が交通事故が発生した地点の規制速度を上回った場合における当該交通事故をいいます。

※2 第1当事者とは、交通事故に関与した人のうち、違反（過失）が最も重いものをいい、違反（過失）が同程度の場合は被害が軽いものをいいます。

※3 死亡事故率(%)=死亡事故件数/交通事故件数×100

※4 危険認知速度とは、交通事故の当事者が原付以上の車両の場合、その運転者が相手方車両、人、物件等を認め、危険を認知した時点の走行速度をいい、具体的には、ブレーキ、ハンドル操作等の事故回避行動をとる直前の速度をいいます。なお、運転者が危険を認知せず、事故に至った場合は、事故直前の速度としています。

総合的な速度管理の内容

| 区分 | 市街地 ※1 | 非市街地 | 事故多発幹線道路 | 生活道路 ※2 | 高速道路等 | | | |
|--|--|--|---|--|---|---|--|--|
| 区分ごとの交通事故の特徴と目標 | (特徴) ※3 ○県下全体の人身事故の60.7%を占めている。 ○人身事故の42.7%が朝夕(8~10時、16~20時)に発生している。 ○人身事故の37.2%が追突事故、24.9%が出会い頭事故である。 ○死亡事故の44.9%が人と車両の事故、そのうち80.0%が道路横断中に発生している。 | (特徴) ○県下全体の死亡事故の52.1%を占めている。 ○死亡事故の38.6%が車両単独事故、14.6%が正面衝突事故である。 | (特徴) ○県下全体の人身事故の40.6%を占めている。 ○人身事故の60.1%が追突事故である。 ○死亡事故の32.7%が人と車両の事故である。 | (特徴) ○人身事故の54.5%が朝夕(7~9時、16~19時)に発生している。 ○歩行者、自転車利用者が人身事故の当事者となる割合が高い。 ○危険認知速度が30キロを超えると、死亡事故率が30キロ以下の4.1倍になる。 | (特徴) ○死亡事故の61.9%が夜間に発生している。 ○死亡事故の42.9%が車両単独事故、19.0%が追突事故である。 ○人身事故の66.4%が追突事故である。 | | | |
| | (目標) ○円滑な道路交通の確保 ○歩行者、自転車利用者の安全確保 ○追突事故、出会い頭事故の防止 | (目標) ○規制速度の遵守による人身事故の抑止、被害軽減 ○車両単独事故、正面衝突事故の防止 | (目標) ○円滑な道路交通の確保 ○車両速度の抑制 ○追突事故の防止 | (目標) ○車両速度の抑制 ○通過交通の抑制・排除 ○歩行者、自転車利用者の安全確保 | (目標) ○規制速度、車間距離保持の遵守による人身事故の抑止、被害軽減 ○円滑な道路交通の確保 ○車両単独事故、追突事故の防止 | | | |
| 交通環境に応じた速度規制の見直し | | | | | | | | |
| 区分ごとの取組※4 | 可搬式速度違反自動取締装置による速度違反取締り | | 交通事 故 分 析 に 基 づ く 交 通 指 導 取 締 り | | | | | |
| | 道路管理 者 と 連携した道路環境整備による速度抑制対策 | | | | | | | |
| | 交通情報板等を活用した情報発信 | | | | | | | |
| | ○交通規制、信号制御による適切な交通流管理 ○地域住民に規制速度を遵守させるための交通安全教育・広報啓発 | ○運転者に緊張感の保持と規制速度を遵守させるための交通安全教育・広報啓発 ○関係機関・団体への働き掛け | ○運転者に事故多発路線であることの周知と緊張感を保持した運転を促すための交通安全教育・広報啓発 ○白バイ、パトカーによる警戒活動 ○公開交通指導取締り | ○「ゾーン30プラス」による面的な速度規制 ○抜け道としての利用自粛と規制速度の遵守を働き掛けるための交通安全教育・広報啓発 ○子供、高齢者等に対する保護誘導活動 | ○速度超過、車間距離不保持を重点とした交通指導取締り ○パトカーによる警戒活動 ○道路管理者と連携した渋滞情報発信 | | | |
| 具体的な地域・路線等※5 | 重点的な速度抑制対策を実施する地域 ○桑名署～大山田地区 ○四日市北署～阿倉川地区 ○四日市西署～菰野地区 ○鈴鹿署～平田地区 ○津南署～久居駅前地区 ○大台署～佐原・三瀬谷地区 ○鳥羽署～阿児地区 ○熊野署～有馬地区 ○伊賀署～丸の内地区 | | 重点的な速度抑制対策を実施する路線 【最重点3路線】 ○国道23号 ○国道1号 ○国道42号 【重点27路線】 ○国道165号 ○国道306号 ○国道477号 ○国道166号 ○国道421号 ○国道365号 ○国道163号 ○国道258号 ○国道368号 ○国道167号 ○国道260号 ○国道25号 ○国道422号 ○県道鳥羽松阪線 ○県道四日市鈴鹿環状線 ○県道上浜高茶屋久居線 ○県道鈴鹿環状線 ○県道四日市菰野大安線 ○県道津閑線 ○県道四日市楠鈴鹿線 ○県道桑名東員線 ○県道上海老茂福線 ○県道伊勢南島線 ○県道津芸濃大山田線 ○県道松阪久居線 ○県道宮妻峠線 ○県道亀山鈴鹿線 | 「ゾーン30」による面的な速度規制を実施している地区 ※()はゾーン30プラス ○桑名市 5地区(1) ○いなべ市 1地区 ○東員町 1地区 ○四日市市 17地区(1) ○菰野町 2地区(1) ○亀山市 1地区 ○鈴鹿市 4地区 ○津市 7地区 ○松阪市 5地区 ○大台町 1地区 ○伊勢市 3地区 ○志摩市 1地区 ○紀北町 1地区 ○熊野市 1地区 ○御浜町 1地区 ○伊賀市 1地区 ○名張市 2地区 | 重点的な速度抑制対策を実施する路線 【重点2路線】 ○東名阪自動車道 ○名阪国道 | | | |
| 主な取組例 | 交通安全教育 | | 通学路での街頭指導 | | 交通流の管理 | | | |
| |   | | | | |  | | |
| | 広報啓発活動 | | 道路交通環境の整備 | | VICSによる情報提供 | | | |
| |  | |  | |  | | | |
| 備考 | 交通情報板による情報発信 | | | 可搬式速度違反自動取締り装置による取締り | | | | |
| |  | | |  | | | | |
| <p>※1 「市街地」とは、道路に沿っておおむね500メートル以上にわたって、住宅、事業所又は工場等の建物が連立し、又はこれらが混在して連立している状態であって、その地域における建造物及び敷地に占める割合が80%以上になるいわゆる市街地の形態をなしている地域をいいます。※2 「生活道路」とは、主として地域住民の日常生活に利用される道路をいいます。※3 交通事故の特徴は、令和元年から令和5年までの5年間を対象にしています。※4 分類ごとの取組は、他の分類と重複する場合があります。※5 速度抑制対策は、具体的な地域・路線等以外についても、交通情勢等に応じて適宜行います。</p> | | | | | | | | |